

仕 様 書

- 1 件 名
部外研修受講
- 2 研修内容
 - (1) Java プログラミングの基本文法に関すること
 - (2) Java プログラミングのオブジェクト指向に関すること
 - (3) Java プログラミングの例外処理に関すること
- 3 受講日及び人数
令和 7 年 6 月 16 日（月）から令和 7 年 6 月 18 日（水）（受講者 2 名）
- 4 検査
 - (1) 研修修了後、当校受講生が受講したことを証明する書類を警察大学校へ提出し、当校の指定する検査職員の検査を受けなければならない。
 - (2) 検査中に仕様書の規定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、検査職員の指示に従うこと。
- 5 代金の請求
請負者は、検査を受けた後、警察大学校に代金を請求するものとする。
- 6 支払
検査合格後、適法な支払請求書を受理した日から 15 日以内にその対価を支払うものとする。
- 7 一般適用事項
 - (1) この仕様書は、業務の実施方法の概要を示すものであるから、業務の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、軽微な部分で記載のない事項でも、自然付帯の業務等詳細については、担当職員の指示に従うこと。
 - (2) 業務の実施に当たっては、法令、条例及び規則、担当係の指示並びに庁舎管理上の定められた注意事項を遵守し、施設、人員、備品等に対し、損害を与えないように必要な措置を行うこと。
 - (3) 損害を与えたとき、又は損害を与える恐れのあるときは、直ちに担当職員の指示を受けるとともに損害を与えたときは契約時の現状に復旧させること。
なお、緊急やむを得ないときは、直ちに必要な措置を行い事後遅滞なく担当職員に報告すること。
 - (4) 請負者は仕様等について疑義のあるときは、担当係に説明を求めることとし、見積書又は入札書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
 - (5) 本契約を履行するにあたり必要となる費用は、全て契約請負業者が負担すること。

仕 様 書

- 1 件 名
部外研修受講
- 2 研修内容
 - (1) Java プログラミングの Eclipse の使用方法に関すること
 - (2) Java プログラミングの JDBC を利用したデータベースアクセスに関すること
- 3 受講日及び人数
令和 7 年 7 月 28 日（月）から令和 7 年 7 月 30 日（水）（受講者 1 名）
- 4 検査
 - (1) 研修修了後、当校受講生が受講したことを証明する書類を警察大学校へ提出し、当校の指定する検査職員の検査を受けなければならない。
 - (2) 検査中に仕様書の規定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、検査職員の指示に従うこと。
- 5 代金の請求
請負者は、検査を受けた後、警察大学校に代金を請求するものとする。
- 6 支払
検査合格後、適法な支払請求書を受理した日から15日以内にその対価を支払うものとする。
- 7 一般適用事項
 - (1) この仕様書は、業務の実施方法の概要を示すものであるから、業務の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、軽微な部分で記載のない事項でも、自然付帯の業務等詳細については、担当職員の指示に従うこと。
 - (2) 業務の実施に当たっては、法令、条例及び規則、担当係の指示並びに庁舎管理上の定められた注意事項を遵守し、施設、人員、備品等に対し、損害を与えないように必要な措置を行うこと。
 - (3) 損害を与えたとき、又は損害を与える恐れのあるときは、直ちに担当職員の指示を受けるとともに損害を与えたときは契約時の現状に復旧させること。
なお、緊急やむを得ないときは、直ちに必要な措置を行い事後遅滞なく担当職員に報告すること。
 - (4) 請負者は仕様等について疑義のあるときは、担当係に説明を求めることとし、見積書又は入札書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
 - (5) 本契約を履行するにあたり必要となる費用は、全て契約請負業者が負担すること。